

令和6年度 第2回
南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会

令和7年3月5日（水）午前10時00分～
南アルプス市役所 本庁大会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）第2期南アルプス市成年後見制度利用促進計画について（資料1）

（2）重層的支援体制整備事業計画について（資料2）

（3）南アルプス市成年後見センターの法人後見等受任に関する
南アルプス市権利擁護センターのガイドラインについて（資料3）

（4）その他

中核機関運営における課題について（資料4）

4 そ の 他

5 閉 会

4 権利擁護支援の取組

南アルプス市地域ささえ愛プランは、成年後見制度利用促進計画を含むプランです。

本市はこれまでも、第3次地域福祉計画に「護（まもり）」の目標を掲げるなど、権利擁護を地域福祉推進の中核に据えてきました。今回、一体的なプランとなることで、改めて「その人らしさ」「尊厳」を究極的な価値と位置づけ、成年後見制度に限らず、あらゆる支援は権利擁護につながるという考えのもとで、施策を推進していきます。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、意思決定や判断に困難を抱える人の権利を守るため、家庭裁判所が選任した後見人等が、ご本人の預貯金や不動産などの管理（財産管理）や、福祉・介護サービスの利用など日常生活に必要な契約（身上監護）などを支援するものです。

◆成年後見制度の種類と内容

類型		対象となる方	代理権	同意権・取消権
法定 後見 制度	後見	判断能力が欠けるのが 通常の状態の方	財産に関するすべての法律行為	日常生活に関する行為以外の すべての行為（取消権のみ）
	保佐	判断能力が著しく不十分な方	申立ての範囲内で家庭裁判所 が定める法律行為	借金、訴訟、相続、新築・増改 築等、民法で定める所定の行為
	補助	判断能力が不十分な方	申立ての範囲内で家庭裁判所 が定める法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所 が定める法律行為
任意後見制度		十分な判断能力がある方 （判断能力が不十分になった後に開始）	本人との任意後見契約（公正証 書による）で定めた範囲内	なし

※ 日用品の購入など日常生活に関する行為は、同意・取消しの対象から除かれています。

なお、国では現在、成年後見制度の見直しが進められています。障害者権利条約の批准に伴い、障がいを理由とした行為能力の制限に、国連から懸念や勧告が示されたためです。今後、民法改正を含む抜本的な見直しや、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実することが検討されており、その動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

(1) その人らしい暮らしのため成年後見制度が利用されています

令和5年12月末現在、本市では166人が成年後見制度を利用し、類型別では8割が後見となっています。後見人等の属性では、親族が4割、弁護士などの専門職が5割、社協などの法人後見人等が1割となっているほか、まだ少数ですが養成研修を修了した市民後見人も選任されています。

◆成年後見制度の利用者数（令和5年12月31日現在）

	単位	後見	保佐	補助
南アルプス市	人	133	26	7
甲府家庭裁判所管内	人	1,351	312	76

◆後見人等の属性別人数（令和5年12月31日現在）

	単位	親族	専門職					法人		市民	その他
			弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	他	社協	他		
南アルプス市	人	75	48	24	16	3	1	17	4	3	1
甲府家庭裁判所管内	人	671	475	285	162	24	25	137	61	22	16

※ 1人の対象者に複数の後見人等がいる場合もあるため、利用者数とは合計が一致しません。

成年後見制度を利用開始するための審判請求（申立て）を、何らかの事情によりご本人又は親族ができない場合に行われる市長申立ては、最近5年間で1～8件となっています。

また、成年後見制度とは別に、社協が窓口となる「日常生活自立支援事業」の利用も増加傾向です。福祉サービスの利用援助を目的とした地域福祉権利擁護事業として始まったもので、一度利用を開始すると途中で辞めることができない成年後見制度に対し、契約に基づく柔軟な対応ができ、今後も多くのニーズが見込まれます。

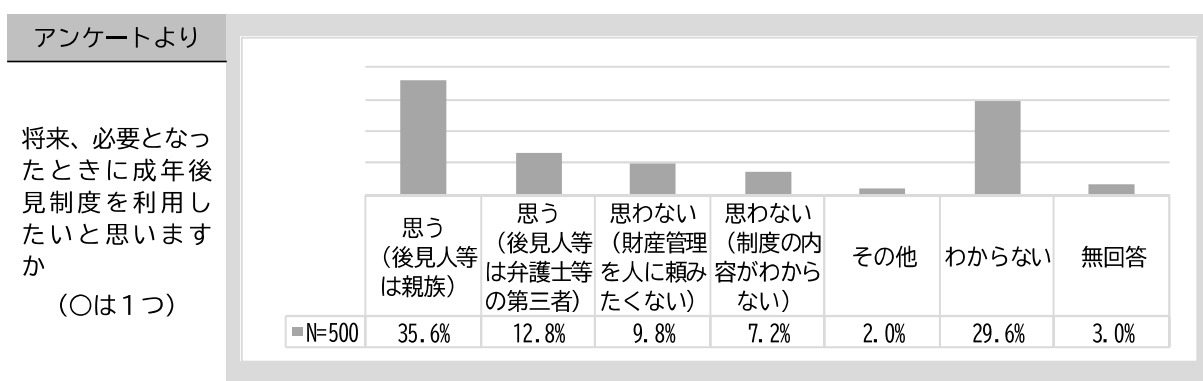
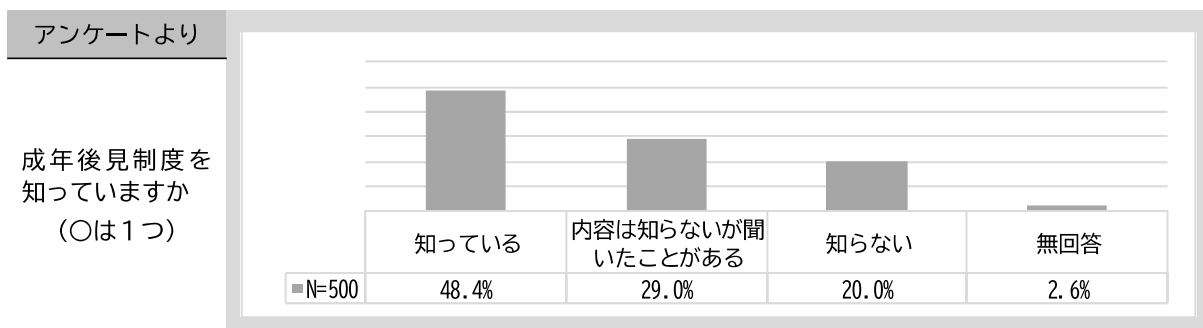
市民後見人について、本市は南アルプス市社協に養成を委託しています。今後、地域における権利擁護支援の理解者、担い手として活動機会の充実が期待されています。

◆成年後見制度の市長申立件数など（年度実績又は令和6年4月1日現在）

項目		単位	R2	R3	R4	R5	R6
後見等の市長申立	高齢者	人	5	8	3	3	(見込)1
	障がい者	人	2	0	0	0	0
日常生活自立支援事業利用者		人	67	70	75	74	78
市民後見人養成研修（基礎）修了者		人	16	9	8	5	2

アンケートでは、成年後見制度について、5割近くが「知っている」、また、将来的に利用したいかについても「利用したいと思う」という回答が、あわせて5割近くとなりました。

一方で、3割の人が「内容は知らないが聞いたことがある」、「(利用したいか) わからない」としており、広く理解が進んでいるとはいえない状況も伺えました。

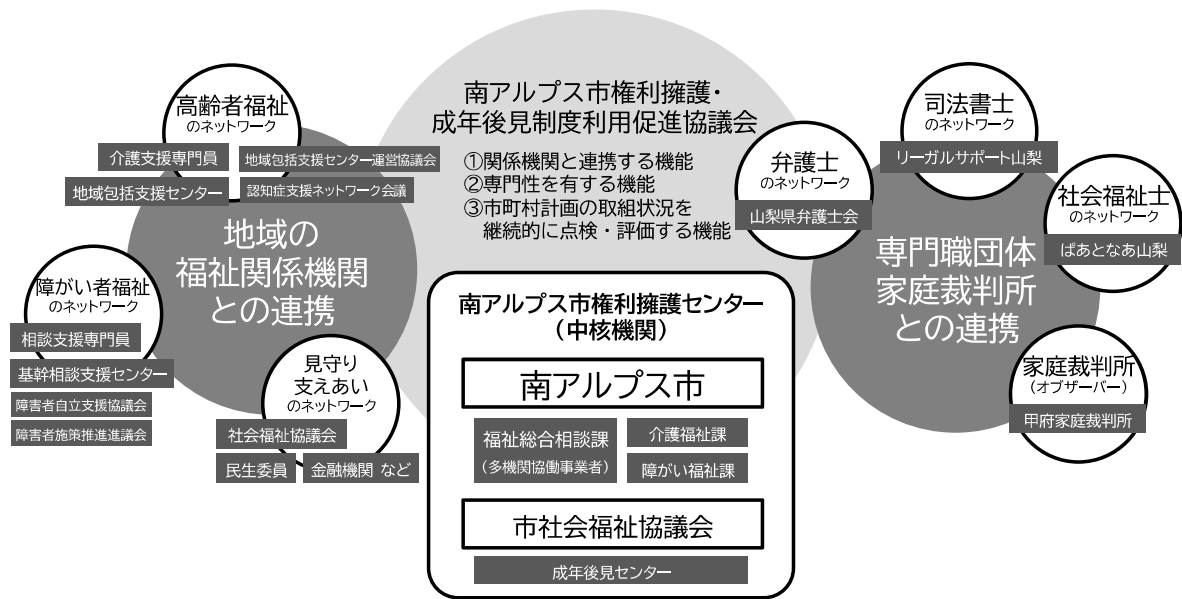


(2) 地域連携ネットワークと中核機関を整備してきました

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、すべての人の尊厳ある生活と地域社会への参加を念頭に、成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援の推進を図っています。とりわけ重要となる中核機関（権利擁護センター）の機能を市と社協で構成し、支援体制の強化に向けた地域連携ネットワークとの連携を進めてきました。

第1期計画は、高齢者いきいきプランと一体的に策定されていたため、独自の基本理念等はありませんでしたが、今回、改めて次のように掲げることとします。

基本理念	尊厳ある本人らしい生活を支える「権利擁護支援」の推進
すべての住民が尊厳のある暮らしを継続できるよう、社会全体で支えあいながら、ともに地域を創っていく地域共生社会の実現に向けて、本市でも、令和7年度から重層的支援体制整備事業を本格実施します。第1期計画で構築してきた地域連携ネットワークと中核機関の機能を発展させ、権利擁護支援体制のさらなる前進を図ります。	



◆中核機関（権利擁護センター）の機能と役割

広報機能	・市民への広報・啓発（パンフレット、講演会等） ・関係者への広報・啓発（福祉・介護従事者、民生委員、金融機関、市職員等）
相談機能	・権利擁護支援の包括化、総合相談調整
利用促進機能	・市長申立事案に限らない、後見人等の受任者調整とマッチング ・協議会や支援調整会議を活用した困難事例に対する相談・助言の場づくり ・市民後見人の受任調整
後見人支援機能	・市民後見人の養成と活動支援 ・意思決定支援や身上監護が適切に行われるための後見人等支援

◆第1期成年後見制度利用促進計画の進捗と評価

施策	取組	進捗と評価
①地域連携ネットワークと中核機関	権利擁護・成年後見制度利用促進協議会を設置 権利擁護センター（中核機関）の設置 社協成年後見センターとの連携（定例会開催）	○権利擁護支援の推進・点検・評価の体制を整えた。 ○市と社協の連携をとり、情報交換や支援調整を図るようになった。
②権利擁護支援体制の構築	支援者向け虐待防止・権利擁護研修 市民後見人養成講座（社協委託）の開催	○虐待防止研修は各年度100人超が受講。 ●市民後見人修了者増加に対し、受任者は少ない。 ●後見人等の担い手が不足している。
③成年後見制度の利用促進	専門職の参画による支援調整会議の開催	○個別ケース対応を集約することで、論点が深まり適切な利用支援につながった。 ●高齢者のケースが中心となっており、幅広い対象者の支援を検討できる場となることが望まれる。 ●支援調整会議の活用がまだ広がりやを欠く。支援関係者への制度の周知やニーズ把握が必要。
④成年後見制度や中核機関の周知啓発	広報、ホームページ、情報紙等での周知 成年後見制度パンフレット作成（市・社協） 対象別（市民、市職員等）研修会の開催	○市民研修会を機に金融機関の周知協力が得られるなど波及効果があった。 ●パンフレットの配布・活用が不十分。

(3) 尊厳ある暮らしを支える取組をさらに進めます

権利擁護・成年後見制度利用促進協議会では、第2期計画に向けた取組として、重層的支援体制整備事業と中核機関の一体的体制の整備や、支援チームの形成、人材育成、周知啓発等が挙げられました。

◆第2期成年後見制度利用促進計画における取組

① 支える相談体制 (環境整備)	【地域連携ネットワークを活用した、幅広い権利擁護ニーズに対応する包括的支援体制づくり】 ・重層的支援体制整備事業との有機的な結び付きによる、多様な分野・主体との連携による解決機能の充実 【重層的支援体制整備事業と中核機関コーディネートの一體的体制の整備】 ・包括的な支援体制の中核を担うため、多機関協働事業と中核機関コーディネート機能をあわせた窓口・職員体制の整備
② 支えるチームの 形成支援・自立支援 (支援のしくみ整備)	【権利擁護支援チームの形成と支援】 ・本人の状況に応じた適切な後見人等の選任・移行や、成年後見制度に限らない権利擁護支援策を検討する場づくり（支援調整会議の充実） ・親族や地域・福祉・医療の支援関係者に後見人等を加えた本人中心の支援体制（支援チーム）の形成支援 ・相談支援、支援チームの形成、支援チームの自立まで、場面に応じた地域連携ネットワークのコーディネート機能
③ 支える担い手育成と 制度の利用支援 (人材育成・利用支援)	【権利擁護支援の担い手育成】 ・市民後見人や意思決定をサポートする地域支援者の養成と、地域共生社会の実現に向けた多様な形の活躍の場づくり 【誰もが利用できる制度の利用支援】 ・身寄りのない人などを支えるための市長申立の適切な活用と実施 ・国の制度見直しの動き等に応じた利用支援事業の断続的な見直し ・将来への意思決定としての任意後見制度の活用
④ 支える相談機関と 制度の周知 (相談機能の周知)	【身近な相談機関と制度の周知】 ・市と社協で構成する中核機関の、身近な相談機関としての周知 ・広報・講座・研修等の多様な場や媒体を活用した市民や支援機関への啓発

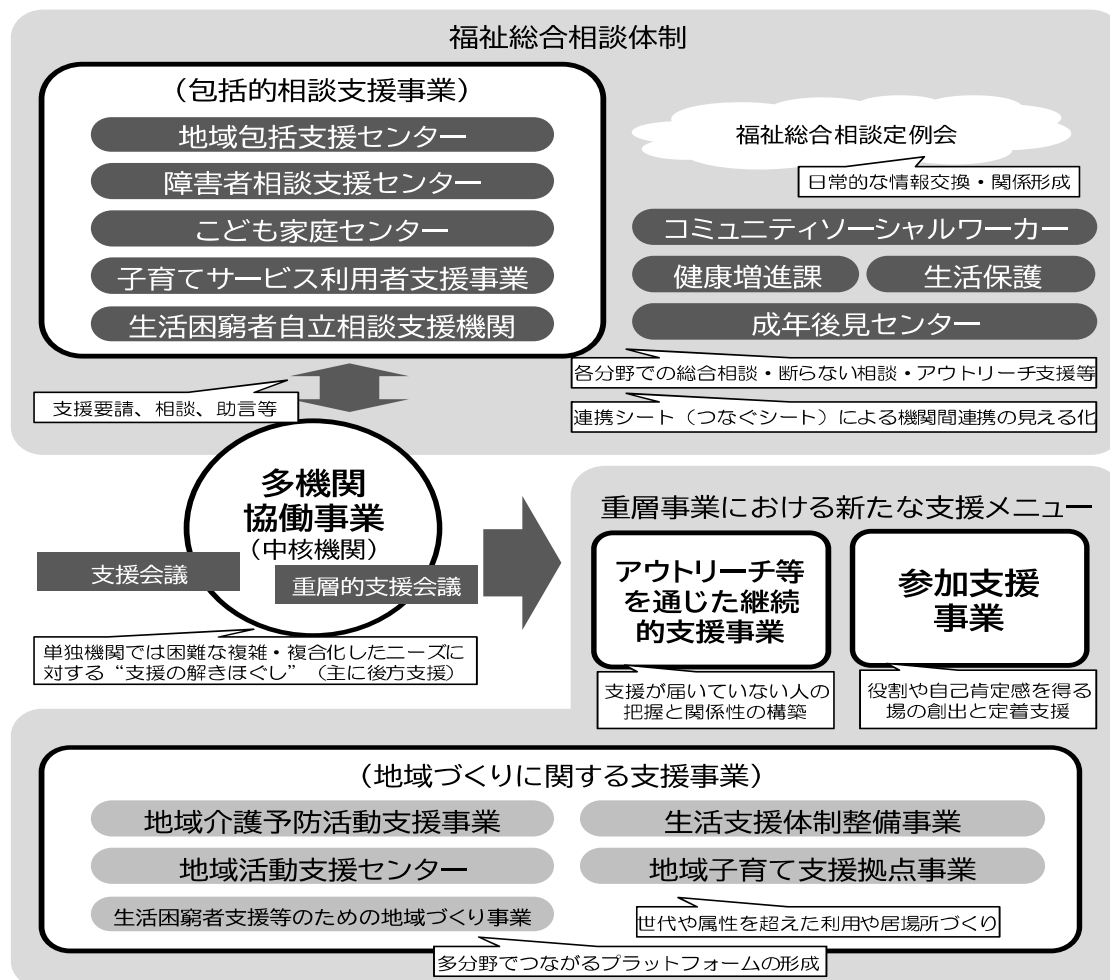
尊厳ある暮らしを支える地域連携ネットワークのさらなる活用や、チーム支援の強化、住民による支えあいの充実などを目指すこれらの施策は、ほとんどが、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に深く関わるものです。これらについて、地域ささえ愛プランの施策の体系の中で一体的に推進していきます。

(3) 福祉総合相談体制をさらに発展させます(重層的支援体制整備事業)

本市は、令和4年度から3年間の移行準備期間を経て、令和7年度から、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業(重層事業)を本格実施します。複合化・複雑化した支援ニーズや、支援が届いていない潜在的なニーズに対し、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援を行うものです。

まったく新しい体制整備を行うものではなく、これまでの本市の福祉総合相談体制をさらに発展させ、「地域共生社会」の実現を図る手段として活用するものです。

重層的支援体制整備事業実施の基本方針	
①地域福祉計画の理念に基づく推進	・市地域福祉計画の基本理念「ともに生き支えあう地域づくり」のもと、地域共生社会の実現を図るための手段として積極的に推進する。
②福祉総合相談体制のさらなる発展	・ゼロからの構築ではなく、すでに取り組んできた福祉総合相談体制の理念と実践をさらに発展させる。
③中核となる多機関協働事業の確立	・成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関と連動した体制整備により、独立的な多機関協働事業を位置づける。これまで課題であった福祉総合相談体制の旗振り役兼調整役の機能を確立する。
④既存の取組や社会資源との連携	・地域支えあい協議体、社協、市民活動、子ども・子育てネットワーク、生活困窮者自立支援事業など、各分野で充実してきた取組を総合して、世代や属性をこえた包括的な支援を実現させる。
⑤人づくりを重視した持続的なしくみづくり	・関係部署・関係機関との共通理解に基づき連携・協働を深め、実践を通じた継続的・体系的な人材育成を伴った、持続的なしくみを構築する。



◆重層的支援体制整備事業のイメージ（厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より）



◆重層的支援体制整備事業における3つの支援内容（厚生労働省資料）

重層的支援体制整備事業の枠組み等について	
➢ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。 ➢ 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。 ➢ このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。	
重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容	
新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）	I 相談支援 ① 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施。 ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。 ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。
	II 参加支援事業 ○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施 （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど （※2）就労支援、見守り等居住支援 など
	III 地域づくり事業 ○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 ○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

重層的支援体制整備事業では、中核となる多機関協働事業を、成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関（権利擁護センター）との一体的な機能として位置づけます。これまでの福祉総合相談体制に不足していた連携・協働の調整機能を発揮し、支援が届いていない潜在的なニーズへのアウトリーチ支援や、参加支援、地域づくりを一体的に進める実施体制を整えていきます。この他、地域ささえ愛プランの取組に含むものとして推進します。

◆重層的支援体制整備事業実施計画としての具体的な取組（実施体制の概要）

包括的相談支援 と多機関協働	・地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関等の相談機関は、包括的相談支援事業者として、これまで通り総合相談を行う。 ・その他、コミュニティソーシャルワーカー等の各機関とも同等に連携する。 ・多機関協働事業者は福祉総合相談課が直営で担う。 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を民間委託し、支援員を配置する。
参加支援と 地域づくり	・参加支援事業を民間委託し、参加支援コーディネーターを配置する。 ・地域づくり事業は、既存の各分野の事業において世代や属性を問わない交流の場や居場所づくりを行う。 ・地域の活動を活性化するため、プラットフォームを促進し、環境整備を行う。
支援機関間の 連携等	・連携シート（つなぐシート）を用いた情報連携の可視化を進める。 ・福祉総合相談定例会の開催を継続し、日常的な意思疎通の基礎を築く。
重層的支援会議 の実施	・多機関協働事業者に提出されるつなぐシートは、一旦すべて受理する。 ・多機関協働事業者は、提出元機関と協議し“４段階”のいずれかの対応を行う。 ・支援プランを策定するため、重層的支援会議又は支援会議を行う。 ・多機関協働事業者は、既存の相談支援機関の専門職への助言や、複雑化・複合化したニーズがある事例の調整役となり、人材育成の視点で後方支援を行う。

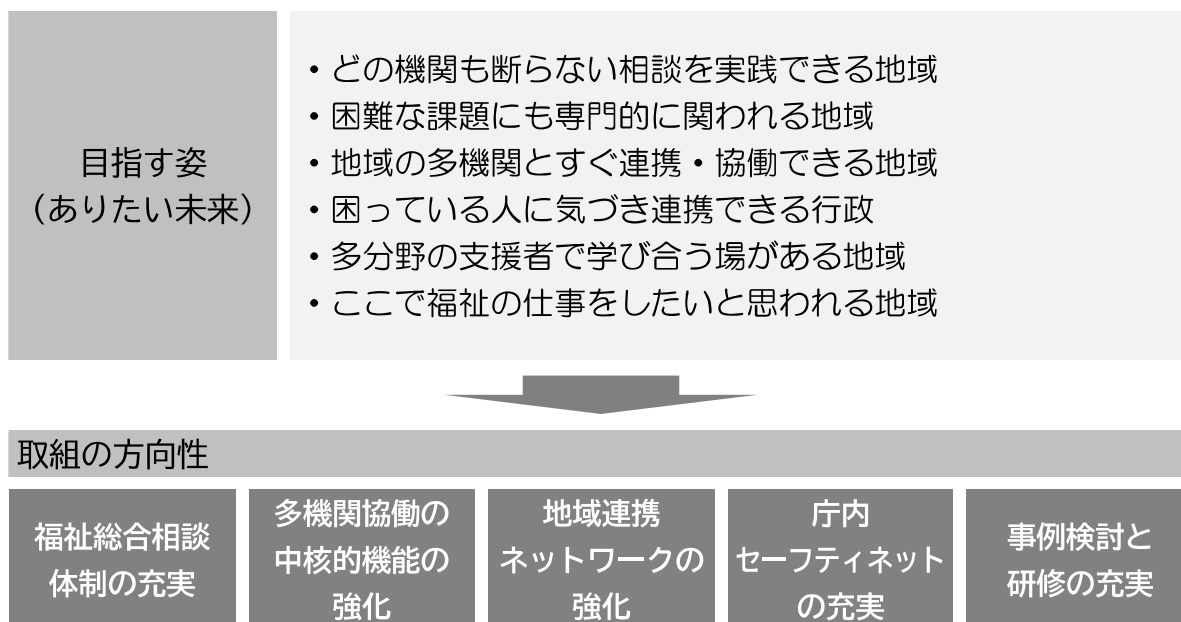
◆（丸投げを防ぎ、後方支援・人材育成につなげるための）多機関協働事業者の“４段階”の対応

【第１段階】 支援の解きほぐしに至る手前の 助言	・多機関協働又は支援の解きほぐしに至らないと判断されるケースは、提出元の機関に助言して再構築を促す。
【第２段階】 提出元の機関を主体とする 支援の解きほぐしへの支援	・支援の解きほぐしが必要と判断されるケースは、まず、当該分野の会議体を活用した支援の構築が可能かどうかを検討し、助言や方向づけの支援を行う。
【第３段階】 支援会議における 支援の解きほぐし	・当該分野のみでの対応が困難なケースであって、対象者本人の同意が得られない場合、社会福祉法に基づく支援会議を開催して、多機関協働事業者が支援の解きほぐしを行う。
【第４段階】 重層的支援会議における 支援プラン策定	・対象者本人の同意が得られるケースは、多機関協働事業者が本人に説明のうえ、重層的支援会議を開催し、多機関協働事業の支援プランを策定する。 ・国のマニュアル等に沿って支援の実施、帳票の作成等を行う。

重点施策⑥ 包括的な支援を考え実行する場づくり

「ともに生き支えあう地域づくり」は、一人一人の「ふだんのくらしのしあわせ」が積み重なって実現します。多様な困りごとや、ありたい未来に寄り添い、本人中心の支援を実践できる支援者と支援体制の存在が、その前提となります。

庁内外の連携強化、複雑化・複合化したニーズや支援困難な事例への対応強化、支援者のスキルアップにより、福祉総合相談体制をさらに発展させます。



重層的支援体制整備事業は、高齢・障がい・児童・生活困窮の各分野の相談機関を中心に、断らない相談と多機関協働による包括的な支援を目指すものです。一方、本市はこれら以外の相談機関も含めた福祉総合相談体制をとり、制度の狭間や複合的な課題への世帯丸ごとの対応や、関係機関相互の連携を図ってきました。

福祉関係各課が市役所新館に移転した平成30年11月末から、各相談機関の情報共有の場として毎週開催している福祉総合相談定例会は、令和6年度中に通算300回に達します。困難な事例に直面しても支援者間で気にかけて、声をかけ、助けあえるような関係性の質の向上により、思考の質を高め、行動の質（支援の質）を高めるという好循環を目指しています。

これまで課題であった多機関・多職種での支援が必要なケースの調整役として、新たに位置づける多機関協働事業は、複合的な事例を一律に引き受けるという安易なつなぎ先ではなく、包括的な支援を担う支援者に対する後方支援機能となるものです。

支援者自身が困っても孤立することなく、ともに考え、協力して、本人中心の支援を実践できる地域となることを目指します。いのちを大切に、生きることの包括的な支援を進めるという自殺対策の視点と、成年後見制度利用促進計画のもとで構築された地域連携ネットワークと中核機関の機能、属性を問わない一体的な事業の展開ができる重層的支援体制整備事業がその推進力となります。地域共生社会の実現に向けて、困っている人を誰一人取り残さない、本人中心の支援を実践していけるよう、具体的な取組を進めます。

事業・取組	目指す姿（ありたい未来）に向けて	所管課	備考
福祉総合相談体制の推進	制度の狭間や複合的な課題を受け止め、多職種・多機関で連携して解決にあたる相談支援体制を強化します。福祉総合相談定例会を継続し、困りごとを見逃さず「生きる支援」につなげる意識の共有を図ります。	福祉総合相談課	自殺-基本④生きる促進要因
包括的相談支援と多機関協働（重層）	高齢・障がい・児童・困窮の各機関（包括的相談支援事業）による属性を問わない相談と、調整を担う多機関協働事業が連携し、包括的な支援を行います。相談支援包括化推進員の配置、連携シートの活用を進めます。	福祉総合相談課	重層-相談支援
地域包括支援センターの機能強化	高齢者の介護や心身の悩み、虐待等の課題を受け止め、生きがいをもって暮らせるための包括的な支援を行い、地域包括ケアシステムを推進する機能を、身近な生活圏域できめ細かく展開することを目指します。	介護福祉課	自殺-重点③シニア・高齢者 重層-相談支援
こども家庭相談体制の強化	妊娠期から子育て期までの福祉・保健の一体的かつ一貫した支援を行うこども家庭センターを整備し、機能強化を図ります。	こども家庭センター	自殺-重点④子ども若者 重層-相談支援
生活困窮者自立支援事業の推進	生きることの阻害要因となる生活困窮に対し、自立相談支援事業を中心に、経済的困窮にとどまらず、社会とのつながりや自己肯定感の獲得などの視点も含めた包括的な支援を行います。	福祉総合相談課	自殺-重点②生活困窮者 重層-相談支援
生活保護の適切な実施	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に、健康で文化的な最低限度の生活を保障し自立を支援します。	福祉総合相談課	
虐待対応と養護者・保護者支援	高齢・障がい・児童の虐待事案に対し、緊急対応・危機対応から家族等に寄り添う関わりを含む、支援体制と視点の強化を進めます。	こども家庭センター 介護福祉課 障がい福祉課	
地域連携ネットワークと中核機関の機能強化	包括的な支援の中核として、調整機能と支援者支援の機能を担うため、権利擁護支援の中核機関（権利擁護センター）を、多機関協働事業との一体的な体制として窓口・職員体制を整備します。多様な分野・主体との連携による解決機能の充実と、相談支援、支援チームの形成・自立まで場面に応じたコーディネート機能の強化を図ります。	福祉総合相談課	後見-①相談体制 重層-相談支援
支援調整会議の充実	本人の状況に応じた適切な後見人等の選任、市民後見人等への移行、成年後見制度に限らない権利擁護支援の検討の場として充実を図ります。	福祉総合相談課 障がい福祉課 介護福祉課	後見-②支援チーム
権利擁護支援チームの形成	親族や地域・福祉・医療の支援関係者に後見人等を加えた本人中心の支援チームの形成を支援するため、支援調整会議の活用など中核機関のコーディネート強化します。	福祉総合相談課	後見-②支援チーム

第5章 プランの進め方

1 指標と目標

地域ささえ愛プランは、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を踏まえ、定期的に取り組みの状況や成果、課題を評価・検証し、施策の着実な推進を図ります。

3つの重点目標と6つの重点施策に対し、主な評価項目として次の指標を定めます。

重点目標	重点施策	指標	現況値 R5 末	目標値 R11 末
1 その人らしさが 生きる場につながる 地域づくり		地域で見守り、声かけなどの助け合いが行われていると 感じる市民の割合（市民アンケート）	37.5%	45.0%
	①誰もがつながれる 多様で身近な 場づくり	子ども若者ささえ愛基金による場づくりが行われた 小学校区の割合	66.7%	80.0%
		いきいき百歳体操実施箇所数	70 箇所	90 箇所
	②一人一人が 尊重される 参加と活動の 場づくり	介護支援ボランティア・ポイント制度の延べ活動件 数	700 件	900 件
		重層 参加支援事業の協力事業者数	0 件	15 件
2 支えあい がまち全体の 元気に つながる 地域づくり		まちづくりに関心があると答えた市民の割合（市民 アンケート）	53.5%	58.0%
	③住民が地域に 関心と関わりを もてる場づくり	第3層地域支えあい協議体の設置割合	73.3%	80.0%
		後見 市民後見人の受任件数	3 件	10 件
		避難行動要支援者の個別避難計画作成数	658 人	900 人
	④地域の活動が つながり 分かちあう 場づくり	社会福祉協議会の登録ボランティアの人数	487 人	600 人
		重層 地域づくりのためのプラットフォームの開催	0 回	3 回
3 相談から 本人中心の 支援に つながる 地域づくり		生活に困ったとき、市役所に相談窓口があることを 知っている市民の割合（市民アンケート）	45.4%	55.0%
	⑤ニーズや困りごと を相談につなげる 場づくり	コミュニティソーシャルワーカーの新規相談件数	145 人	150 人
		民生委員児童委員（定数 178 人）の充足率	100%	100%
		自殺 自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）	19.54	13.0 以下
	⑥包括的な支援を 考え実行する 場づくり	地域の福祉サービスが安心して受けられると思う市 民の割合（市民アンケート）	42.2%	45.0%
		生活保護率	0.58%	0.60%
		重層 多機関協働事業者の新規対応件数	5 件	30 件
		後見 権利擁護・虐待防止研修会の参加者数	137 人	130 人

なお、4つの計画を含む地域ささえ愛プランの進捗の評価には、これらの主な評価項目のほか、第2章に掲げた各種データを含む様々な項目が関連してきます。ここに掲げる指標を軸として、各分野の具体的な取組の状況を広く捉え、目標に対する達成度や成果、課題を多角的に検証、検討し、重点目標と重点施策の目指す姿や方向性に近づいているか、どうすればさらに近づいていけるか議論し、地域づくりの活性化につなげていくものとします。

指標・目標の意味やねらい

第3次総合計画のまちづくり指標として掲げた目標（R11年45.0%、R16年50.0%）を踏まえた目標値。地域の支えあいを実感し、関心を示す回答が半数に近づいていくことを目指す。

子どもたちが歩いて行ける小学校区（第2層）ごとの場づくりを目指す。基金以外での活動も把握しつつ、当面、現況の10地区から12地区へ広がることを目標とする。

自治会の区域（第3層）ごとの場づくりを目指す。町内会単位など小地域の活動も含め、自治会数の86を上回る90箇所に広がることを目標とする。

重層的支援体制整備事業における地域づくり事業の一つとして、世代と属性をこえた活動機会の広がりを目指す。

15ある小学校区に平均1箇所の地域資源がある状態を目指す。居場所や役割、生きがいを創出するための地域づくりの進捗状況进行评估する。

第3次総合計画に掲げた目標（R11年58.0%、R16年65.0%）を踏まえた目標値。市民・事業者・行政による協働で取り組むまちづくりへの関心が高まっていくことを目指す。

市内全域の設置を目指す。各地区の実情を踏まえた住民の歩みに寄りそいつつ、当面、現況からの拡大を図る。

支援調整会議における受任者調整機能を活性化し、新たな受任や専門職後見人からの移行促進を図る。

75歳以上の高齢者のみの世帯など、想定される要配慮者（約8千人）の1割以上に広がることを目指す。専門的支援を必要とする医療的ケア児等の計画作成にも並行して取組む。

地域支えあい協議体と並行して、住民の関心に応じたボランティアの育成と、活動のコーディネートを行う社協ならではの取組が充実し、地域福祉活動が推進されているか検証・検討する。

概ね4ヶ月ごとに開催し、日常的に連携がとれている状態を目指す。具体的な活動内容を含め丁寧に検証する。

すべての市民に向けて相談窓口の周知を図るが、情報の入手や自ら相談行動を起こすこと自体に消極的な人も多いことを踏まえ、当面、回答者の半数以上が「知っている」と答える状態となることを目指す。

住民や民生委員からのつながりも含め、5年後も現況値と同水準で新たなニーズが把握される状態を目指す。

3年ごとの全国一斉改選のほか、途中交代の場合も長期にわたって欠員を生じることなく充足することを目指す。

国が示す当面の目標（H27年からR8年で30%以上減少、自殺死亡率13.0以下）を踏まえた目標値。

サービス利用の機会がない人の中立的回答（わからない等）もあるため、大幅な増加を見込めないが、肯定的回答（そう思う）の増加を目指し、各種制度の周知、相談や窓口対応等の向上を図る。

第3次総合計画に掲げた目標（R11年0.60%、R16年0.60%）を踏まえた目標値。現況値と同水準とするが、数値に固執せず、必要な人の円滑な利用と、生活困窮者への支援全般の充実を図る。

月平均2～3件の「つなぐシート」提出がある状態を目指す。4段階の対応ごとに分類し、検証・検討する。

過去数年の実績110人前後に対し、参加者の多かったR5年度並みの水準の維持を目指す。

南アルプス市成年後見センターの法人後見等受任に関する
南アルプス市権利擁護センターのガイドライン（案）

令和7年●●月
南アルプス市権利擁護センター

第1 目 的

このガイドラインは、社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が運営する「南アルプス市成年後見センター」（以下「後見センター」という。）が、南アルプス市が設置する「南アルプス市権利擁護センター」（以下「権利擁護センター」という。）が法人後見等を受任する際の取扱いを定めることにより、公益的な機関としての公正中立かつ適正な対応を担保することを目的とする。

第2 背 景

- 1 権利擁護センターは、市の成年後見制度利用促進計画（以下「市の計画」という。）に基づく地域連携ネットワークの中核機関である。成年後見制度を必要とする人を、適切な制度利用につなげるとともに、制度を活用した支援のコーディネートにより、その人らしい暮らしの実現を支援することを目的としている。
- 2 後見センターは、当初、市社協の自主事業として、法人後見等の受任や制度利用に関する相談・支援を行ってきた。現在は、市の計画のもと、制度の普及啓発（広報）や、市民後見人の養成に関して権利擁護センターの一部を担い、市からの人件費補助（社会福祉協議会運営費補助金のうち法人運営費）の対象となっている。
- 3 このように、後見センターは、権利擁護センターの構成機関として公的な性格を有することから、法人後見等の受任に際しては、他の民間法人と異なり、次のような不安を解消するため、適切かつ説明可能な対応が必要となる。
 - 例① 相談機関として申立て支援を行う中で自ら候補者となることや、法人内の他の福祉・介護サービスの利用者に偏って支援するなどの対応は、利益誘導と捉えられる恐れがある。
 - 例② 権利擁護センターが、適切な制度利用や円滑な受任調整の検討の場として「支援調整会議」を実施しているが、後見センターがこれを経ずに独自に法人後見等を受任することは、地域連携ネットワークの中核として多機関協働の視点を欠くとの不信を招く恐れがある。
- 4 現在、後見人等は、弁護士・司法書士の法律職と社会福祉士等の福祉職が多く選任されているが、担い手の確保が課題であるほか、様々な要因から個人では対応が難しいケースもある。こうした中、必要な人が制度利用に至らないことを避けるため、公的な性格をもつ後見センターにおいても、一定の明確な基準のもと、引き続き法人後見等を受任する必要が生じることが見込まれる。

第3 原 則

- 1 後見センターが法人後見等を受任するケースは、後に掲げる要件に照らし、公的な機関としての受任が適当と認められる場合に限る。
- 2 この場合、後見センターによる受任の適否は、権利擁護センターが主催する支援調整会議において、対象ケースごとに検討する。
- 3 このガイドラインは、今後、ケースの検討を重ねる中で、必要に応じて適宜改定するものとする。なお、改定にあたっては、南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会の意見を聴くものとする。

第4 後見センターが受任する場合の要件

次の3つの要件をすべて満たす場合に、後見センターによる法人後見等の受任が適当と判断する。

1 福祉専門職による専門的な支援を要する場合

福祉専門職で構成される後見センターによる受任は、福祉的な支援のニーズをもつケースであることが重要な要件となる。本人が虐待を受けている場合や、支援に拒否的である場合など、支援の枠組みが整っていない場合には、本人の意向や身体状況、生活環境等を踏まえ、福祉・介護サービスの利用やインフォーマルな支援を含めた環境調整を図ることとなる。

2 個人による受任が困難と判断される場合

福祉専門職による後見等が必要な場合でも、個人による受任が可能である場合は、個人による受任が優先されるべきである。しかし、様々な事情から個人による受任が困難と判断される場合には、法人後見等を検討する必要性が生じる。なお、この段階で法人後見等とは、後見センターに限定されないことに留意が必要である。

ア 頻回な支援が求められる場合

認知症の方等で、曜日や昼夜を問わず何度も電話をかけてこられる場合や、頻回な訪問や支援が求められる場合には、個人による受任は極めて困難となる。

イ 支援の枠組みが不十分な場合

いわゆる支援困難ケースでありながら支援機関と関係ができておらず、一から支援の枠組みを作る必要がある場合や、再構築の必要がある場合には、組織的なバックアップ体制のない個人には負担が大きく、受任は困難となる。

ウ 個人ではリスクが高い場合

後見人等は、氏名のみならず自宅住所も明らかになるが、ケースによっては、本人の財産を搾取するなどの不当な取り扱いを行う親族等関係者から、後見等の業務に対する逆恨みや脅迫行為等が生じる恐れもある。このような場合、個人による受任はリスクが高く、困難となる。

エ 緊急性が高い場合

支援調整会議で福祉専門職の受任が適当とされた場合、専門職団体に候補者推薦

を依頼するが、受け皿に限りがあり、選出には一定の時間を要する。本人の財産の保護や施設入所等のサービス利用が急がれるケース等で、申立手続きに時間的猶予がない場合には、個人の選出を待たず法人後見等の利用を検討することとなる。

3 公的な立場である後見センターによる受任が相応しい場合

法人後見等の受任は、NPO等の他の民間団体でも実施されている。これらの事業者の活動の妨げとならないことや、これらの事業者と比べてもなお後見センターによる受任が相応しい説明できる場合に、後見センターによる受任を検討することとなる。

第5 後見センターによる受任が望ましくない場合

1 相談者の不利益となる場合

対象者本人以外の第三者が相談者として後見センターに相談している場合、ケースによっては、対象者本人の利益を追求することにより、相談者の利益を損なう場合も想定される。相談者は、相談により本人又は自らの利益になるとの希望をもって後見センターに相談しているにも関わらず、望ましくない結果が生じることとなる。このような場合、相談機関である後見センター自体が後見等を受任することは、相談機関としての信頼を失うため、避けることが望ましい。

2 利益相反となる場合

同一世帯において複数人が後見制度の対象となる場合、お互いの利益が相反する場合がある。例えば、夫婦において、精神疾患で入院中の夫は退院と在宅生活を希望し、認知症の妻は夫の入院継続を希望した場合、双方の利益が対立する。このような場合、夫婦双方を同一の後見人等が受任して利益を調整しようとするのではなく、いずれか1人もしくは夫婦いずれの後見人等にもならない対応が望ましい。後見センターに限らず他の個人・団体が受任する場合でも同様である。

3 法律上のトラブルがすでにある場合

すでに法律上のトラブルが発生している場合には、原則として、弁護士が後見人等となり紛争解決を行うのが適当である。福祉専門職からなる後見センターが、法律上の紛争解決にあたることは望ましくない。ただし、法律上の課題があると同時に、身上監護面の課題も大きい場合には、弁護士等と複数で受任することも考えられる。

4 後見センターが申立て支援を行っている場合

後見センターの業務の一つである申立て支援を行う中で、自らを後見人等の候補者に選定することは、報酬を目的とした利益誘導と捉えられる恐れがある。民間の専門職等が受任可能である場合には、申立て支援を行う後見センターが候補者となることは避けることが望ましい。ただし、この場合であっても、第4に掲げるような民間の個人・団体の対応が困難と判断される事例では、後見センターが自ら候補者となることもやむを得ないと考えられる。

新 旧 対 照 表

(傍線の部分は変更部分)

新	旧
南アルプス市成年後見センターの法人後見等受任に関する 南アルプス市権利擁護センターのガイドライン（案） 第1 目 的 このガイドラインは、社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が運営する「南アルプス市成年後見センター」（以下「後見センター」という。）が、南アルプス市が設置する「南アルプス市権利擁護センター」（以下「権利擁護センター」という。）が法人後見等を受任する際の取扱いを定めることにより、公益的な機関としての公正中立かつ適正な対応を担保することを目的とする。 第2 背 景 1 （略） 2 後見センターは、<u>当初、</u>市社協の自主事業として、法人後見等の受任や制度利用に関する相談・支援を行ってきた。現在は、市の計画のもと、制度の普及啓発（広報）や、市民後見人の養成に関して権利擁護センターの一部を担い、<u>市からの人件費補助（社会福祉協議会運営費補助金のうち法人運営費）の対象となっている。</u> 3 <u>このように、後見センターは、</u>権利擁護センターの構成機関として公的な性格を有する<u>ことから、</u>法人後見等の受任に際しては、他の民間法人と異なり、次のような不安を解消するため、適切かつ説明可能な対応が必要となる。	南アルプス市成年後見センターの法人後見等受任に関する 南アルプス市権利擁護センターのガイドライン（案） 第1 目 的 このガイドラインは、社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が運営する「南アルプス市成年後見センター」（以下「後見センター」という。）が、南アルプス市が設置する「南アルプス市権利擁護センター」（以下「権利擁護センター」という。）<u>の関与のもとで</u>法人後見等を受任する際の取扱いを定めることにより、公益的な機関としての公正中立かつ適正な対応を担保することを目的とする。 第2 背 景 1 （略） 2 後見センターは、市社協の自主事業として、法人後見等の受任や制度利用に関する相談・支援を行っている。<u>設置当初からの変遷を経て、</u>現在は、市の計画のもと、制度の普及啓発（広報）や、市民後見人の養成に関して権利擁護センターの一部を担っている。 3 後見センターは、権利擁護センターの構成機関として公的な性格を有するため、<u>自主事業である</u>法人後見等の受任に際しては、他の民間法人と異なり、次のような不安を解消するため、適切かつ説明可能な対応が必要である。

例① (略) 例② (略) 4 現在、後見人等は、弁護士・司法書士の法律職と社会福祉士等の福祉職が多く選任されているが、担い手の確保が課題であるほか、様々な要因から個人では対応が難しいケースもある。こうした中、必要な人が制度利用に至らないことを避けるため、公的な性格をもつ後見センターにおいても、一定の明確な基準のもと、引き続き法人後見等を受任する<u>必要が生じる</u>ことが見込まれる。 第3 原 則 1 後見センターが法人後見等を受任するケースは、後に掲げる要件に照らし、公的な機関としての受任が適当と認められる場合に限る。 2 (略) 3 (略) 第4 後見センターが受任する場合の要件 次の3つの要件をすべて満たす場合に、後見センターによる法人後見等の受任が適当と判断する。 1 (略) 2 個人による受任が困難と判断される場合 福祉専門職による後見等が必要な場合でも、個人による受任が可能である場合は、個人による受任が優先されるべきである。しかし、様々な事情から個人による受任が困難と判断される場合には、法人後見等を検討する<u>必要が生じる</u>。なお、この段階で法人後見等とは、後見センターに限定されないことに留意が必要である。	例① (略) 例② (略) 4 現在、後見人等は、弁護士・司法書士の法律職と社会福祉士等の福祉職が多く選任されているが、担い手の確保が課題であるほか、様々な要因から個人では対応が難しいケースもある。こうした中、必要な人が制度利用に至らないことを避けるため、公的な性格をもつ後見センターにおいても、一定の明確な基準のもと、引き続き法人後見等を受任することが見込まれる。 第3 原 則 1 <u>権利擁護センターの関与のもとで</u>、後見センターが法人後見等を受任するケースは、後に掲げる要件に照らし、公的な機関としての受任が適当と認められる場合に限る。 2 (略) <u>3 削除</u> <u>3 (略)</u> 第4 後見センターが受任する場合の要件 次の3つの要件をすべて満たす場合に、後見センターによる法人後見等の受任が適当と判断する。 1 (略) 2 個人による受任が困難と判断される場合 福祉専門職による後見等が必要な場合でも、個人による受任が可能である場合は、個人による受任が優先されるべきである。しかし、様々な事情から個人による受任が困難と判断される場合には、法人後見等を検討する<u>必要がある</u>。なお、この段階で法人後見等とは、後見
--	--

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)
- エ (略)

3 公的な立場である後見センターによる受任が相応しい場合

法人後見等の受任は、NPO等の他の民間団体でも実施されている。これらの事業者の活動の妨げとならないことや、これらの事業者と比べてもなお後見センターによる受任が相応しい説明できる場合に、後見センターによる受任を検討することとなる。

第5 後見センターによる受任が望ましくない場合

- 1 (略)
- 2 利益相反となる場合

同一世帯において複数人が後見制度の対象となる場合、お互いの利益が相反する場合がある。例えば、夫婦において、精神疾患で入院中の夫は退院と在宅生活を希望し、認知症の妻は夫の入院継続を希望した場合、双方の利益が対立する。このような場合、夫婦双方を同一の後見人等が受任して利益を調整しようとするのではなく、いずれか1人もしくは夫婦いずれの後見人等にもならない対応が望ましい。後見センターに限らず他の個人・団体が受任する場合でも同様である。

- 3 (略)
- 4 (略)

センターに限定されないことに留意が必要である。

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)
- エ (略)

3 後見センターによる受任が相応しい場合

法人後見等の受任は、NPO等の他の民間団体でも実施されている。これらの事業者の活動の妨げとならないことや、これらの事業者による受任が困難若しくは何らかの支障がある場合に、後見センターによる公的責任としての受任が妥当と判断することとなる。

第5 後見センターによる受任が望ましくない場合

- 1 (略)
- 2 利益相反となる場合

2人世帯のうち1人が後見、別の1人が保佐の対象となる場合、お互いの利益が相反する場合がある。例えば、夫婦において、精神疾患で入院中の夫は退院と在宅生活を希望し、認知症の妻は夫の入院継続を希望した場合、双方の利益が対立する。このような場合、夫婦双方の後見人等を受任して利益を調整しようとするのではなく、いずれか1人もしくは夫婦いずれの後見人等にもならない対応が望ましい。後見センターに限らず他の個人・団体が受任する場合でも同様である。

- 3 (略)
- 4 (略)

○体制について

- ・事務局機能が三課に跨っていることから、適時の共有や協議が図りづらい。
夫々の業務事情に左右されがちな傾向。
- ・事務局担当職員が兼務につき、業務に注力出来ない。
本来、支援者を後方支援する二次相談機関であるにも係らず一次相談機関との兼務により、個別対応も多く、俯瞰した視点で案件を検証することが難しい他、直接支援に携わることによる負担も多い。

《課題解決に向けて》

① 支える相談体制(環境整備)

【重層的支援体制整備事業と中核機関コーディネートの一體的体制の整備】

支援者の後方支援機能が果せるよう、庁内組織の理解促進、所管業務との兼ね合い等、実務を積み上げながら、修正・改善を図っていく。

○相談対応について

- ・後見申立てありきの相談に対し、課題や支援策の協議が不十分。
後見申立ての必要性、申立ての時期、他の手段の検討等、後見申立てに限らず事例を解きほぐすプロセスが踏めていない。
- ・後見申立てに係る周知・啓発不足
制度に係る説明、手段としての啓発が先行。後見制度活用目的、万能ではないことによる他の支援手段の検討等、支援者として必要な視点や考え方の啓蒙が必要。

《課題解決に向けて》

① 支える相談体制(環境整備)

【重層的支援体制整備事業と中核機関コーディネートの一體的体制の整備】

多職種協働により、課題と将来の見通しを検討することで後見申立てを含めた権利擁護が実践されるプロセスを確立していく。

② 支えるチームの形成支援・自立支援(支援の仕組み整備)

【権利擁護支援チームの形成と支援】

成年後見制度に限らない権利擁護支援策を検討する場づくり(支援調整会議の充実)

④ 支える相談機関と制度の周知(相談機能の周知)

【身近な相談機関と制度の周知】

研修や事例検討の機会を活用した支援機関への啓発

○申立てについて

- ・市長申立てが必要か否かの判断
支援調整会議で検討する前段階として、支援者による協議が不十分。
申立人の有無、申立の必要性や時期等、必要な情報収集、支援の擦り合わせが必要。
- ・親族申立ての対応
事務的な支援等、時間と労力を要することから、支援者が消極的となりかねない。
「権利擁護センター」「成年後見センター」という名称から、後見申立ての実施機関と捉えられかねず、申立てありきの対応に忙殺されかねない。

- ・他市町との協働に際し、調整に苦慮する場面が多い
「どちらが申立を行うのか？」夫々の市町の要綱に基づく以外に、担当者の私見或いは組織としての見解による「押し付け合い」になりかねない。
本市の要綱は「制度的に零れ落ちる人がいない様に」との考えに基づいているが、ここを他市町に付かれかねない。

《課題解決に向けて》

① 支える相談体制（環境整備）

【地域連携ネットワークを活用した、幅広い権利擁護ニーズに対応する包括的支援体制づくり】
家事関係機関協議会、隣接市町との情報交換の場を活用することによる調整機能向上。

【重層的支援体制整備事業と中核機関コーディネートの一體的体制の整備】

市長申立てに至るまでの支援検討プロセスの確立

② 支えるチームの形成支援・自立支援（支援の仕組み整備）

【権利擁護支援チームの形成と支援】

後見申立ての場面に応じた地域連携ネットワークのコーディネート

○後見人等支援について

- ・事前の対応はともかく、モニタリングや進捗管理が不十分
候補者とのマッチング面談、就任後の支援者との顔合せ等の場面設定は行えているが、支援の進捗管理や、支援に際する相談対応等是不十分。
- ・後見人等からの相談が難儀
被後見人等が亡くなった際の埋葬場所、医療同意に係る質問等、ある程度の経験や知識を持ち合わせないと対応困難な内容も多い。
- ・候補者選定について
専門職団体も人材難につき、候補者推薦を得られないこともある。次の依頼先がなく、申立てまでに時間を要してしまう。
法人後見は資源が少なく、他市町社協も「当該市町の首長申立て案件に限る」等、要綱に基づく受任につき、他市町のケースを受入れる余地がない。
これまで税理士会、社労士会等と関わりは皆無であるが、積極的にコミュニケーションを図るべきか否か。

《課題解決に向けて》

② 支えるチームの形成支援・自立支援（支援の仕組み整備）

【権利擁護支援チームの形成と支援】

後見人等を加えた本人中心の支援体制（支援チーム）の形成支援における、支援の進捗確認と後見人等への支援の充実

○支援者への支援、啓発等

- ・後見申立てが目的化していることへの啓発
支援者が課題として捉えていることへの解決手段として、後見申立て以外の方法の検討、支援の在り様に係る資質向上。
- ・二次相談機関の位置付け
「一緒に支援して貰える」「代わりに支援して貰える」等の代替手段として期待されている感是否めないが、多様な視点による俯瞰的な検証、コンサルテーションによる支援

の検討等、異なる立場による関わりの有用性について啓発していくことの必要性。

《課題解決に向けて》

① 支える相談体制（環境整備）

【重層的支援体制整備事業と中核機関コーディネートの一體的体制の整備】

権利擁護センターの体制整備による、二次相談機関としての機能充実

② 支えるチームの形成支援・自立支援（支援の仕組み整備）

【権利擁護支援チームの形成と支援】

本人状況に応じた適切な後見人等の選任・移行や、成年後見制度に限らない権利擁護支援策を検討する場づくり（支援調整会議の充実）

④ 支える相談機関と制度の周知（相談機能の周知）

【身近な相談機関と制度の周知】

支援者が権利擁護センターを活用するための周知活動の充実

○その他

- ・市民後見人の養成に拘らず、「権利擁護を推進する市民」の立場として人材活用が図られる環境づくり。
- ・専門職後見、法人後見から市民後見人への移行
既存の後見人等が関わっているケースの把握と意向へ向けたアプローチ方法の確立。
- ・市民後見人養成講座の在り方
講座修了者の活用⇒フォローアップ研修、日自の生活支援員以外の活動機会の検討。

《課題解決に向けて》

① 支える相談体制（環境整備）

【地域連携ネットワークを活用した、幅広い権利擁護ニーズに対応する包括的支援体制づくり】

市民後見人養成講座修了者の活躍機会として、重層的支援体制整備事業を活用した多様な分野・主体との連携による活動の場の形成

② 支えるチームの形成支援・自立支援（支援の仕組み整備）

【権利擁護支援チームの形成と支援】

支援状況に応じ、市民後見人が活躍できる機会を検証、移行を検討していく機会の拡大。

(資料１－２)

第２期成年後見制度利用促進計画（地域ささえ愛プラン２０２５～２０２９）に対する
権利擁護・成年後見制度利用促進協議会委員意見と対応

意見	対応				
○P 26 第一期成年後見制度利用促進計画の進捗と評価内、支援調整会議の開催部分で「活用の広がり」を欠く、周知やニーズ把握が必要と記載があります。掲載スペースの関係もあるかと思いますがどのような広がりを想定しておりどこへ周知をしていく必要があるか明確にすると尚わかりやすいかと思えます。	➡ 記載を次のように改めました。 (修正後のP 36) ●支援調整会議の活用がまだ広がりを欠く。支援関係者への制度の周知やニーズ把握が必要。				
○P 36 その人らしい暮らしを支える活動を通じた、生きがい や学びの場となるよう取り組みます。 上記については、市民後見人になる人が、生きがいや学びの場のなるよう・・・という記述になっており、必要とされる市民に対しての記述にした方がよろしいかと思えますが。 例 その人の生活を守るために、同じ市民として制度を学習し支えていく活動を広げていきます ・・・などどうでしょうか？	➡ 同じ箇所について2つのご意見がありました。検討の結果、記載を次のように改めました。 市民後見人の活動を、広く社会貢献、社会参加の機会と捉えつつ、支え手と受け手に分かれぬ地域共生社会における地域の担い手として活躍できる人を増やしていくことを目指します。 [修正前] <table border="1"><tr><td>市民後見人の養成</td></tr><tr><td>その人らしい暮らしを支える活動を通じた、生きがいや学びの場 となるよう取り組みます。</td></tr></table> ↓ [修正後] <table border="1"><tr><td>市民後見人などの権利擁護支援の担い手養成</td></tr><tr><td>権利擁護支援などを学び、同じ市民としてその人らしい暮らしを支える活動の担い手となる市民後見人や、意思決定をサポートする地域支援者の養成、多様な活躍の場づくりを進めます。</td></tr></table>	市民後見人の養成	その人らしい暮らしを支える活動を通じた、生きがいや学びの場 となるよう取り組みます。	市民後見人などの権利擁護支援の担い手養成	権利擁護支援などを学び、同じ市民としてその人らしい暮らしを支える活動の担い手となる市民後見人や、意思決定をサポートする地域支援者の養成、多様な活躍の場づくりを進めます。
市民後見人の養成					
その人らしい暮らしを支える活動を通じた、生きがいや学びの場 となるよう取り組みます。					
市民後見人などの権利擁護支援の担い手養成					
権利擁護支援などを学び、同じ市民としてその人らしい暮らしを支える活動の担い手となる市民後見人や、意思決定をサポートする地域支援者の養成、多様な活躍の場づくりを進めます。					
○「市民後見人養成講座」を多くの方に知って頂き受講して頂くために「市民後見人」に特化せず広い範囲で社会貢献を考えて頂くようなカリキュラムも増やして頂ければ。 講座受講者・一年間の研修を修了された後見人待機者等、受講しただけで終わりにしないようなもっときめ細やかな具体的なアプローチも必要だと考えます。 色々な分野でオンラインが主流になる中で若い方にも社会貢献に興味を持って頂くような方法。講座の内容をオンラインで配信するなどして年齢の層を今後広げていくような具体的な方法を考えていくことが必要なのではないでしょうか？					

意見	対応
○P 4 4 3(1) 「・・・民法改正を含む抜本的な見直しや成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実することが検討されており、その動向に注視し、見直し後の制度に対応していく必要があります」 とするのはいかがでしょうか。 総合的な権利擁護支援策の充実は、国の二期計画でも謳われており、また民法改正の議論の中でも重要な位置付けをされています。成年後見制度を良い制度にするには地域に成年後見制度以外の権利擁護支援策がいかに充実しているかにかかっていると思います。今後、南アルプス市においても国のモデル事業や独自の事業で成年後見制度に変わる、または補完するような制度を検討していく余地は十分にあるため、どこかに記載するとよいのではないのでしょうか。	➡ 記載を次のように改めました。 (修正後のP 3 3) なお、国では現在、成年後見制度の見直しが進められています。障害者権利条約の批准に伴い、障がい理由とした行為能力の制限に、国連から懸念や勧告が示されたためです。今後、民法改正を含む抜本的な見直しや、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実することが検討されており、その動向を注視し、適切に対応していく必要があります。
○3(1)と3(2)のタイトルが同じ内容になっています。	➡ 「尊厳ある暮らしを支える地域連携ネットワークを推進します」という見出しが2回ありました。修正しました。
○P 5 0 権利擁護研修会の参加者数 1 3 7→1 3 0 減少しているのはなぜか？ 本文の方で拡大していきますと言っているのに、ここは減少しているのは何か理由がある？	➡ 今回、現況値としたR 5 年度は、近年では最も多い1 3 7人の参加がありましたが、例年は1 0 0人程度の参加状況です。研修の充実は必要であり、受講済みの従事者を拡大していく必要があります。一方、福祉・介護現場の人材不足や働き方改革等の状況を踏まえ、あえて右肩上がりの目標設定とせず、必要な人に行き渡る研修体制を持続することを念頭に、R 5 の水準を維持する目標値としました。

意見	対応
○高齢化社会において、ひとり暮らしの方や認知症の方の増加が見込まれるなか、成年後見制度の利用の促進は、今後益々重要な活動となってくると思います。そうしたなかで、第2期南アルプス市成年後見制度利用促進計画骨子（案）は、適切な内容になっていると思います。 1 支える相談体制（環境整備） 2 支えるチームの 形成支援・自立支援（支援の仕組み整備） 3 支える担い手育成 と制度の利用支援（人材育成・利用支援） 4 支える相談機関と 制度の周知（相談機能の周知） 個人的には、ケアマネジメント業務において、「本人の身近な親族や地域・福祉・医療の支援関係者に後見人等も加えた」本人中心の支援体制を図る、ことや、相談支援・支援チームの形成・支援チームの自立と場面に応じた連携ネットワーク機能のコーディネート支援という項目の内容は、本人にとって必要な支援となってくるとおもわれます。	➡ ご意見として承りました。 ありがとうございました。